



調停手続相談

裁判所調停委員・弁護士が、調停制度と手続きについてのご相談に応じます。

離婚 財産分与 年金分割 婚姻費用 養育費 面会交流
遺産相続 金銭貸借 賃貸借 交通事故 土地 建物 その他

※事前予約不要、直接各会場にお越しください。尚、調停手続相談では訴訟中や調停中の事件についてのご相談や、法律的判断を必要とするご相談には応じられません。

開催日時&会場

気象等の特別警報が出た場合は中止することもあります。

時間：午前10時～午後3時 受付：午後2時30分まで

I 2025年10月4日(土)

(佐倉) ミレニアムセンター佐倉3階

(佐倉市宮前3-4-1：京成佐倉駅北口)

II 2025年10月18日(土)

(成田) もりんぴあこうづ (公津の杜コミュニティセンター)

(成田市公津の杜4丁目8番地：京成公津の杜駅徒歩5分)

III 2025年10月25日(土)

(四街道) 四街道市総合福祉センター3階

(四街道市鹿渡無番地：四街道市役所隣)

IV 2025年11月8日(土)

(印西) コスモスパレットI (旧名：中央駅前地域交流館)

(印西市中央南1-4-3：千葉ニュータウン中央駅徒歩6分)

□主催：佐倉調停協会

□後援：最高裁判所 千葉地方裁判所 千葉家庭裁判所 千葉県

□問合せ先：☎ 043-484-1216 (千葉家庭裁判所 佐倉支部 庶務課)

※調停手続相談に関する問合せである旨、お申し出ください。